

西区制40周年記念協働事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域団体、ボランティア団体、NPO等様々な団体が行う西区制40周年記念事業の趣旨に合致する事業を、西区制40周年記念協働事業（以下「協働事業」という。）として認定し、事業実施にかかる広報活動等を協力し合い、西区制40周年記念事業を区民一体となって推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 協働事業の対象となる者は、次の各号をすべて満たす団体とする。

- (1) 西区内の住民により構成された地域団体、ボランティア団体、学生グループ、NPO法人、実行委員会等で、自ら事業を企画・計画・実施する団体。
- (2) 活動エリアが概ね小学校区以上の団体。
- (3) 営利の追求を目的にする団体でないこと。

(対象事業)

第3条 協働事業の対象となる事業は、地域コミュニティの活性化、地域の魅力資源の再発見、健康づくりの促進、青少年の健全育成、地域間及び世代間交流の促進、40周年を迎える団体の各種記念事業のいずれかを目的とするもので、次の各号をすべて満たす事業とする。

- (1) 西区制40周年記念の機運を高めること。
- (2) 西区民を対象としていること。
- (3) イベント参加者が40人以上もしくは団体会員数が40人以上であること。
- (4) 令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に実施する事業であること。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。
- (6) 法令、公序良俗に反した活動でないこと。

(協働事業)

第4条 前条に定める対象事業について、特設ホームページ等への掲載、対象者が作成するチラシ及びグッズ等への記念ロゴ使用、実行委員会が作成するのぼり旗や記念Tシャツの活用など、広報活動を支援する。

(協働事業の申請)

第5条 協働事業を申請する者は、次に掲げる書類を定められた募集期間内に提出しなければならない。

- (1) 西区制40周年記念協働事業申請書（様式1）
- (2) 団体概要及び事業計画書

(協働事業の決定)

第6条 前条の規定による申請を受理したときは、その内容を精査し、協働事業として適当であると認めるときは、協働事業として認定し、次に掲げる書類により速やかに申請者に

通知するものとする。

(1) 西区制40周年記念協働事業決定通知書(様式2)

(2) その他必要と認める書類

2 前条の精査の結果、協働事業として不相当と認めるときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 西区制40周年記念協働事業否決通知書(様式3)

(2) その他必要と認める書類

(協働事業の請求)

第7条 前条第1項の通知を受理した対象者は、広報活動等の支援内容について、速やかに事務局と調整を行い、期間を定めて実施する。

(実績報告書の提出)

第8条 協働事業対象者は、事業完了後、速やかに次に掲げる書類によって実績を報告しなければならない。

(1) 西区制40周年記念協働事業実績報告書(様式4)

(2) 協働事業の記録写真

(協働事業の取消し)

第9条 協働事業の中止もしくは大幅な内容の変更があった場合、または第3条に定める要件を満たしていないと認められた場合、協働事業の決定を取消することができる。

2 前項の規定より協働事業の決定を取消した場合、第8条に定める支援内容を中止するものとする。

(廃止)

第10条 この要綱は、協働事業として認定されたすべての事業終了及び実績報告が完了した日をもって廃止とする。

附則

1 この要綱は、令和4年1月18日から施行する。